

令和2年10月30日開催

令和2年度  
燕市農業委員会第7回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第7回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月30日(金曜日)  
午後1時30分～午後2時14分

2. 開催場所 燕市役所 4F 委員会室

3. 出席委員(28名)

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 金山 吉夫  | 11番 早渡 秀夫 | 21番 江口 保  |
| 2番 長谷川治仁  | 12番 大久保政博 | 22番 山浦 博  |
| 3番 原田國太郎  | 13番 山上 忠  | 23番 小川 芳秀 |
| 4番 渡邊美代子  | 14番 中村 幸夫 | 24番 本井佐登志 |
| 5番 佐藤 春夫  | 15番 伊藤 均  | 25番 佐藤 信一 |
| 6番 江辺 耕一  | 16番 伊藤 和夫 | 26番 遠藤 忠夫 |
| 7番 川本 敏夫  | 17番 土田 喜七 | 27番 三浦 哲郎 |
| 8番 笠原 久幸  | 18番 本田 繁  | 28番 澤口 義明 |
| 10番 山田 直子 | 19番 荻原 一郎 | 29番 和田 正春 |
|           | 20番 明田栄以知 |           |

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 9番 廣野和夫

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

(4) 議事

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 40 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 41 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定  
について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

25 番 佐藤 信一 26 番 遠藤 忠夫

9. 会議の概要

以下のとおり

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>本日の総会の欠席委員は、議席番号9番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>  |
| 議 長 | <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>  |
| 議 長 | <p>只今より、燕市農業委員会第7回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>   |
| 議 長 | <p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号25 佐藤信一 委員及び</p> <p>議席番号26 遠藤忠夫 委員にお願い致します。</p>  |
| 議 長 | <p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>それでは、会長報告第20号について事務局に報告を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>会長報告第20号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>はじめに、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号45番 燕字荒床の田他、計6筆、面積2,850㎡、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号46番 吉田本町字前田の田、計5筆、面積3,506㎡、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号47番 吉田本町字前田の田、計8筆、面積7,836㎡、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号48番 地藏堂字町畑の田、計3筆、面積2,205㎡、3条売買に伴う利用権の解約であります。</p> |
| 事務局 | <p>続きまして、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号49番 秋葉町四丁目の田、1筆、面積73㎡、現況が公衆道路のため解約であります。</p> <p>次の受付番号50番から番号79番までは、すべて中間管理事業を通し</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>て、新たに設立した農事組合法人「もとまち」への集積に伴う解約であります。議案につきましては、事前配布してございますので、二つほど読み上げさせていただきます、番号 79 番まで省略させていただきます。</p> <p>受付番号 50 番 吉田鴻巣字浦谷地の田、他計 47 筆、面積 22,637.43 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 51 番 吉田本町字前田の田、他計 21 筆、面積 9,562.61 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>以下、お読み取りください。</p> <p>続きまして、議案の 28 頁をごらんください。</p> <p>受付番号 52 番 吉田本町字前田の田、1 筆、面積 121 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 53 番 吉田本町字前田の田、他計 38 筆、面積 10,946.82 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 54 番 吉田本町字前田の田、1 筆、面積 330 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 55 番 吉田本町字前田の田、他計 19 筆、面積 10,111.33 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 56 番 吉田本町字前田の田、他計 27 筆、面積 8,606.2 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 57 番 吉田本町字物干場<sup>ものほしば</sup>の田、1 筆、面積 998 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 58 番 吉田本町字山ノ下の田、1 筆、面積 27 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 59 番 吉田本町字前田の田、他計 18 筆、面積 8,920 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 60 番 吉田本町字前田の田、他計 14 筆、面積 10,104 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 61 番 吉田本町字物干場の田、他計 11 筆、面積 7,556 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 62 番 吉田本町字舘野の田、1 筆、面積 608 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 63 番 吉田本町字腰巻<sup>こしまき</sup>の田、他計 13 筆、面積 9,957 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 64 番 吉田本町字前田の田、他計 9 筆、面積 4,109.26 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 65 番 吉田本町字前田の田、他計 10 筆、面積 8,345 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> |
|-----|--|

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>受付番号 66 番 吉田本町字前田の田、他計 17 筆、面積 15,199 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 67 番 吉田本町字乱橋<sup>みだれはし</sup>の田、計 10 筆、面積 2,170.56 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 68 番 吉田本町字前田の田、他計 34 筆、面積 22,987.7 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 69 番 吉田本町字前田の田、他計 4 筆、面積 1,991 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 70 番 吉田本町字物干場の田、他計 4 筆、面積 3,357 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 71 番 吉田本町字前田の田、他計 33 筆、面積 16,433 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 72 番 吉田本町字前田の田、1 筆、面積 966 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 73 番 吉田本町字前田の田、他計 8 筆、面積 5,034 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 74 番 吉田本町字舘野の田、他計 25 筆、面積 8,480.35 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 75 番 吉田本町字境の田、計 4 筆、面積 4,007 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 76 番 吉田本町字物干場の田、他計 66 筆、面積 27,938.39 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 77 番 吉田本町字物干場の田、他計 5 筆、面積 2,858 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 78 番 吉田本町字大出来の田、計 4 筆、面積 1,753 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 79 番 吉田鴻巣字浦谷地の田、計 2 筆、面積 1,408 m<sup>2</sup>、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 80 番 笈ヶ島字笈掛石の田、1 筆、面積 1,014 m<sup>2</sup>、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 81 番 笈ヶ島字三ツ石の田、計 2 筆、面積 999 m<sup>2</sup>、基盤法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | 事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。   |
| 議 長 | ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。  |

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | <p>議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>はじめに、資料の訂正がございます。</p> <p>議案資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>図面のタイトルに誤りがありましたので、訂正をお願いします。</p> <p>1 頁の左側の「3 条申請地No.24 をNo.25」に、左側の「3 条申請地No.25 をNo.24」に訂正願います。</p> <p>受付番号 24 番 地蔵堂字町畑の田、計 3 筆、面積 2,205 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10 万〇円、位置図は<u>議案資料 1 頁</u>をご覧ください。耕作できないため譲り渡すものであります。</p> <p>受付番号 25 番 長辰字長崎の田、1 筆、面積 3,000 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は同じく<u>議案資料 1 頁</u>をご覧ください。すでに売買が完了している農地の申請であります。</p> <p>受付番号 26 番 野中才字浦田の田、他計 2 筆、面積 461 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は<u>議案資料 2 頁</u>をご覧ください。市外在住で耕作できないため譲り渡すものであります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。本件については、去る 10 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されておりますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。  |
| 伊藤委員長 | 10 月 21 日、午後 1 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 3 事前審査委員会、委員全員による審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。  |
| 議 長   | <p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>   |
| 議 長   | <p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。   |
| 議 長   | 次に、議案第 37 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。   |
| 事務局   | 議案第 37 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 9 番 粟生津字山王の田、1 筆、面積 641 m <sup>2</sup> 、計画者の変更はありませんが、転用目的は当初の倉庫から駐車場(大型 7 台)に変更されるものであります。位置図は議案資料 3~4 頁をご覧ください。この計画は平成 29 年 3 月総会で許可を得ていますが、その後令和 2 年 2 月総会の許可申請で、工場の隣接地の取得が可能となり計画を見直したところ、大型車両の待機場が不足したため、今回の計画変更申請により、駐車場を確保するものであります。<br>説明は以上です。 |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。本件についても、10 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されておりますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。  |
| 伊藤委員長 | 審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。   |
| 議 長   | 只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。<br>(質疑なし)   |
| 議 長   | 他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。<br>(異議なしの声)   |
| 議 長   | 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。   |
| 議 長   | 次に、議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。   |
| 事務局   | 議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。受付番号 6 番 砂子塚字屋敷廻の畑、1 筆、面積 33 m <sup>2</sup> 、転用目的は公衆用道路、令和 2 年 11 月 30 日完工予定。<br>位置図、土地利用計画図は議案資料 5~6 頁をご覧ください   |



|       |  |
|-------|--|
|       | <p>ださい。申請地に隣接する燕市道の拡幅のため、造成後に燕市に寄付採納を行うものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、宅地に連たんする農地であることから、周辺の営農に影響はなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る10月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>   |
| 伊藤委員長 | <p>審査の結果、農地法第4条申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p>   |
| 議 長   | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>   |
| 議 長   | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>  |
| 議 長   | <p>次に議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局   | <p>議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号49番 吉田西太田字札木の田、1筆、面積460㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借。令和3年3月26日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料7～8頁をご覧ください。賃貸住宅が狭いため、親と同居できる住宅を建築するものであります。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号50番 吉田下中野<sup>どめんない</sup>字筒免内の畑、計2筆、面積396㎡、転用目的は宅地分譲(2区画)、契約内容は売買。令和3年1月31日完工予定。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 9～10 頁をご覧ください。事業拡大のため、宅地分譲をおこなうものであります。</p> <p>申請地は令和 2 年 6 月定例総会において、許可を得ていましたが、確定測量で面積の不足を確認。9 月総会で取下げし、改めて申請を行うものであります。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 51 番 砂子塚字屋敷廻の畑、1 筆、面積 2.2 m<sup>2</sup>、転用目的は通路敷、契約内容は贈与。完工済みであります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 11～12 頁をご覧ください。譲受人の自宅通路敷から、燕市道に出る部分の隅切り部分を、許可を得ず舗装し利用していたものであります。両者による始末書が添付されておりましたので、事前審査会で読み上げさせていただいた場所です。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の通路敷として利用されており、周辺農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 52 番 横田字アラヤ表の畑、1 筆、面積 21 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅敷地、契約内容は売買。完工済みであります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 13～14 頁をご覧ください。祖父の代から自宅の通路敷として使っていた敷地が、他人名義であったため、所有権を移転するものであります。併せて始末書が提出されておりますので、こちらも事前審査会で読み上げさせていただいた場所です。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で、以前から通路敷として利用され、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 53 番 熊森字割前の田、他計 3 筆、面積 249.25 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 (5 台)。契約内容は売買。令和 2 年 11 月 30 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 15～16 頁をご覧ください。申請地の向い側に住む譲受人の敷地が狭く、</p> |
|-----|---|

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>保有する車も増えることから、来客用と合わせて露天駐車場を整備するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地で三方を宅地に囲まれた集落内の農地であることから、営農に支障はなく、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 54 番 道金字榎島の畑、1筆、面積 950 m<sup>2</sup>、転用目的は冷凍冷蔵用倉庫及び駐車場（11台）、契約内容は賃貸借。完工済みであります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 17～18 頁をご覧ください。事業目的達成のため、一体利用地（187 m<sup>2</sup>）と併せて、冷蔵倉庫を建築していたものであります。</p> <p>平成 23 年頃に地権者や農業委員と協議を進めていたようですが、申請に至らなかったため、今回、顛末書を添付のうえ申請されたものであります。また顛末書につきましては、こちらも事前審査会で読み上げさせていただいた場所です。</p> <p>申請地は、第1種農地に相当しますが、既存の施設面積の 2 分の 1 以内であることから、第一種農地の「不許可の特例」に相当し、周辺農地への影響も少ないと思われることから、許可はやむを得ないと判断される場所です。</p> <p>受付番号 55 番 八王寺字荒所の畑、1筆、面積 427 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場（11台）、契約内容は売買。令和 2 年 12 月 20 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 19～20 頁をご覧ください。隣接する工場の駐車場が不足しているため、農地を転用するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地で周囲を宅地と高速道路に囲まれた農地であることから、営農に支障はなく、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 56 番 新生町一丁目の田、1筆、面積 439 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅敷地の拡張及びプレハブ物置設置、契約内容は売買。令和 3 年 3 月 31 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 21～22 頁をご覧ください。物置を設置するため敷地の拡張をするものであります。</p> <p>申請地は、公道に面していない農地で、譲受人以外が利用できないことから、一体利用地である既存の住</p> |
|-----|---|

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>宅との合計面積は 500 m<sup>2</sup>を超えますが、転用目的は適正であると判断できると思われま</p> <p>併せて、第 2 種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 57 番 大曲字砂押の田、計 2 筆、面積 293 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借。令和 3 年 3 月 31 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 23～24 頁をご覧ください。親族の土地を借り受け、住宅を建築するものであります。また、申請地と県道：燕・地藏堂線の間には内務省名義の土地（田 19.06 m<sup>2</sup>）があり、これを一体利用地として占用し、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、周囲を宅地に囲まれた農地であることから、営農に支障はなく、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 58 番 砂子塚字屋敷廻の畑、1 筆、面積 330 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和 3 年 4 月 30 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 25～26 頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭になり住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地で宅地に連たんする集落内の農地であることから、営農に支障はなく、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 59 番 分水旭町四丁目の畑、計 2 筆、面積 189 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は売買。令和 3 年 5 月 30 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 27～28 頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭になり住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
|-----|---|

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。本件についても、去る10月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。  |
| 伊藤委員長 | 事前審査会では、3件の始末書を事務局が読み上げ、確認をしました。審査の結果、農地法第5条申請11件、異議がなかった事を報告致します。   |
| 議 長   | 只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。<br>(質疑なし)  |
| 議 長   | 無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。<br>(異議なしの声)  |
| 議 長   | 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。   |
| 議 長   | 次に議案第40号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。   |
| 事務局   | 議案第40号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。<br>それでは、所有権移転になります。<br>受付番号14番 小中川の田、1筆、面積2,980㎡、対価は○円。移転時期が11月20日。引渡し時期は令和2年11月30日。位置図、土地利用計画図は、議案資料29頁をご覧ください。<br>以下、移転日、引渡し日は同じでありますので、お読み取り下さい。続いて、番号15番から17番までは、譲受人が同じため、同じ位置図に標記しています。議案資料29頁をご覧ください<br>受付番号15番 新堀字三部の田、1筆、面積2,075㎡、対価は○円<br>であります。<br>受付番号16番 野中才字下谷地の田、1筆、面積153㎡、対価は○円<br>であります。<br>受付番号17番 野中才字浦田の田、計2筆、面積1,058㎡、対価は○円<br>であります。<br>受付番号18番 笈ヶ島字三ツ石の田、計2筆、面積999㎡、対価は○円。<br>位置図、土地利用計画図は、議案資料30頁をご覧ください。 |

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | <p>続きまして、利用権設定であります。議案 36 頁をご覧ください。<br/> 受付番号 8 番 五千石字前ノ浦の田、他計 5 筆、面積 3,224 m<sup>2</sup>、10<br/> 年の再設定、対価は記載のとおり、現金払いであります。<br/> 説明は以上です。</p>   |
| 議長    | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 10 月 21 日、第<br/> 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内<br/> 容の報告をお願い致します。</p>  |
| 伊藤委員長 | <p>審査の結果、農業経営基盤強化法による所有権移転 5 件、利用権の再<br/> 設定 1 件、異議がなかった事を報告します。</p>   |
| 議長    | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審<br/> 議をお願い致します。</p>   |
| 議長    | <p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の<br/> とおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>   |
| 議長    | <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定す<br/> る事に決しました。</p>  |
| 議長    | <p>次に議案第 41 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）<br/> の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致し<br/> ます。事務局に一括して説明を求めます。</p>   |
| 事務局   | <p>議案第 41 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の<br/> 決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。<br/> 議案の 38 頁をご覧ください。<br/> はじめに、農用地利用集積計画であります。<br/> 事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。<br/> 受付番号 42 番 吉田本町字前田の田他、計 73 筆、面積 31,264.55<br/> m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定<br/> 期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年、単価につい<br/> ては記載のとおりですので、お読み取りください。</p> |
| 事務局   | <p>続いて、配分計画であります。87 頁をご覧ください。<br/> 10 年の配分計画であります。<br/> 受付番号 29 番は、87 頁から 123 頁までありますので確認をお願いし<br/> ます。<br/> 受付番号 29 番 吉田本町字前田の田、他計 1,106 筆、面積 578,539.49</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | <p>m<sup>2</sup>、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年であります。以下お読み取りください。</p> <p>続いて、議案 135 頁をご覧ください。</p> <p>終期が令和 10 年 12 月までの配分計画の移転であります。</p> <p>受付番号 1 番 吉田本町字前田の田、他計 25 筆、面積 18,543 m<sup>2</sup>、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 10 年 12 月 31 日までの 8 年であります。</p> <p>ここまで、関係委員の案件はありませんでした。</p> |
| 事務局   | <p>また審査会では、集積計画の最初に記載されております受付番号 42 番を始めとして、賃借料が 0 円のみ記載について、質問がありました。</p> <p>賃借料が無い地番については、中間管理事業を通して借り受ける耕作者が、地権者と同じ場合は、賃借料の記載がない旨の説明をさせていただきました。</p>  |
| 事務局   | <p>今回は、二つの農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 136 頁の議案第 40 号・41 号関係資料をご覧ください。</p> <p>新年度ごとに、最初の申請があった農地所有適格法人について、説明をさせていただきます。</p> <p>今回の所有権移転の譲受人となる 1 番の「株式会社 果香詩（かかし）」、及び利用権の申請があった 2 番の農事組合法人「もとまち」について、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>     |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 10 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>  |
| 伊藤委員長 | <p>審査の結果、農用地利用集積計画 47 件、異議がなかった事、また、農用地利用配分計画 7 件、配分計画の移転 1 件、意見は特になかった事を報告します。</p>  |
| 議 長   | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>   |
| 議 長   | <p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり「決定」する事、</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>また農用地利用配分計画、及び配分計画の移転については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                            |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>なお、議案第 40 号、議案 41 号の案件につきましては、11 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p>                                      |
| 議 長 | <p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 7 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 14 分)</p>                  |



本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月30日

総会議長 本中作登志

---

議事録署名委員 佐藤信一

---

○ 議事録署名委員 藤藤忠夫

---